

成人教育の発展に関する勧告（仮訳）

1976年11月26日 第19回ユネスコ総会採択

国際連合教育科学文化機関の総会は、1976年10月26日から11月30日までナイロビにおいてその第19回会期として会合し、

すべての人に教育を受ける権利並びに文化的、芸術的及び科学的な生活に自由に参加する権利を保障しかつ明記した世界人権宣言第26条及び第27条に定める諸原則並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条及び第15条に定める諸原則を想起し、

教育が、民主主義、特権の廃止並びに自治、責任及び対話の理念の社会全体における促進と切り離すことができないものであることを考慮し、

生涯教育の観点から成人に教育の機会を与えることは、教育を受ける権利の基本的な側面であり、かつ、政治的、文化的、芸術的及び科学的な生活に参加する権利の行使を容易にするものであることを考慮し、

特に急速な科学的、技術的、経済的及び社会的変化にかんがみ、人格の十分な発達のために教育が世界的な規模で及び生涯にわたる過程として考えられなければならないことを考慮し、

生涯教育の観点から、成人教育の発展が、青少年と成人との間及び異なる社会集団の間で教育資源の一層合理的かつ衡平な配分を実現するための手段として、また、世代の間の理解の改善及びその間の協力を一層効果的にすることを確保し並びに社会集団の間及び男女の間の政治的、社会的及び経済的平等を一層増進するための手段として必要であることを考慮し、

生涯教育の不可分の一部としての成人教育が、経済的及び文化的発展、社会的進歩、世界平和並びに教育制度の発展に決定的に貢献し得ることを確信し、

成人教育において得られる経験が、教育方法の刷新及び教育制度全体の改革に不断に貢献するものであることを考慮し、

識字が政治的及び経済的発展、技術の進歩並びに社会的及び文化的変化における決定的な要因であることが世界的に認識されており、したがって、その促進が成人教育計画の不可分の一部をなすべきであることを考慮し、

この目的の達成には、成人の協力によつてその目的及び内容が定められている多様な形態の教育活動のうち、成人が自己の必要に最も良く応じ、かつ、自己の関心に最も直接的に関連する形態のものを選択し得る状況が創造されることが必要であることを再確認し、

世界における訓練及び教育の方法が多様であること並びに教育制度が未発達である国又は国民的な要請に十分に対応していない国における固有の特別な問題に留意し、

第2回及び第3回世界成人教育会議(1960年モントリオール、1972年東京)並びに、関連項目に関する限り、国際婦人年世界会議(1975年メキシコ)の結論、宣言及び勧告を実現するため、

国際公教育会議が各国の教育省にあてた婦人の教育機会に関する勧告(1952年勧告第34号)、農村地域における教育施設に関する勧告(1958年勧告第47号)並びに識字及び成人教育に関する勧告(1965年勧告第58号)、ペルセポリスにおける国際識字シンポジウム(1975年)において採択された宣言、並びにその第18回会期(1974年)において採択された国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告に定める諸原則の実施について一層貢献することを希望し、

その第18回会期(1974年)において採択された技術教育及び職業教育に関する改正勧告の規定並びにすべての人が自由かつ民主的に文化を享受すること及び社会の文化的生活に積極的に参加する機会を得ることを確保するための措置に関する国際文書が採択されることを目的として同総会において採択された決議3.426の規定に留意し、

更に、国際労働総会が、成人教育の種々の側面に関する幾つかの文書、特に、職業指導に関する勧告(1949年)、農業における職業訓練に関する勧告(1956年)、有給の教育休暇に関する条約及び勧告(1974年)並びに人的資源の開発に関する条約及び勧告(1975年)を採択したことに留意し、

その第18回会期において成人教育を加盟国に対する勧告の主題とすべきことを決定して、1976年11月26日にこの勧告を採択する。

総会は、加盟国が、この勧告に定める諸原則の実施に必要な立法その他の措置を各国の憲法上の慣行に従ってとることにより、次の諸規定を適用することを勧告する。

総会は、加盟国が、成人教育について責任を負う当局、部局及び団体、また、成人のための教育事業を行っている種々の組織並びに労働組合、協会、企業その他の関係団体に対しこの勧告について注意を喚起することを勧告する。

総会は、加盟国が、この勧告を実施するためにとつた措置について、総会が定める時期に及び様式で総会に報告することを勧告する。

定義

1 この勧告において、

「成人教育」とは、内容、程度及び方法のいかなを問わず、正規のものであるか否かを問わず、また、初等・中等教育機関及び高等教育機関において並びに実務教育として当初に受けた教育の延長であるかこれに代わるものであるかを問わず、その属する社会によって成人と見なされている者が、能力を伸長し、知識を豊かにし、技術的若しくは専門的資格を向上させ又は新しい方向に転換させ、並びに個人の十分な発達並びに均衡がとれつつ自立した社会的、経済的及び文化的発展への参加の二つの観点からその態度又は行動を変容させる組織的教育過程の全体をいう。

もっとも、成人教育は、それ自体で完結したものと考えてはならない。成人教育は、生涯教育及び生涯学習の普遍的体系の一部であり、かつ、不可分の一部をなすものである。

「生涯教育及び生涯学習」とは、現行の教育制度を再編成すること及び教育制度の範囲外の教育におけるすべての可能性を発展させることの双方を目的とする総合的な体系をいう。

この体系において男性及び女性は、それぞれの思想と行動との間の不断の相互作用を通じて、自己の教育を推進する。

教育及び学習は、就学期間に限られるものではなく、生涯にわたり、あらゆる技能及び知識を含み、あらゆる可能な手段を活用し、かつ、すべての人に対し人格の十分な発達のための機会を与えるものであるべきである。

児童、青少年及びあらゆる年齢の成人が、生涯のそれぞれの時期に参加する教育過程及び学習過程は、形態のいかんを問わず、一貫したものとして考えられるべきである。

目標及び戦略

2 一般的に、成人教育の目的は、次のことに貢献するものであるべきである。

- (a) 平和、国際理解及び国際協力のための事業を促進すること。
- (b) 現代の主要問題及び社会的変化についての批判的理解並びに社会正義を実現するため社会の進歩に積極的な役割を果たす能力を発達させること。
- (c) 人と物理的及び文化的環境との間の関係についての認識を高め、また、環境を改善し並びに自然、共通の遺産及び公共の財産を尊重しかつ保護する意欲を助長すること。
- (d) 国内及び国際社会の双方において、慣習及び文化の多様性について理解し及び尊重する精神を醸成すること。
- (e) 家族的、地方的、国家的、地域的及び国際的規模における意思の疎通及び連帯の多様な形態についての認識を高め、かつ、その実現を促進すること。
- (f) 個別に、集団として又はその目的のために特別に設けられた教育施設における組織的な学習の中で、人格の十分な発達に資する新しい知識、資格、態度又は行動様式を習得する能力を発達させること。
- (g) 男性及び女性に対して高度の技術教育及び職業教育を行い、また、個別に又は集団として新しい物品及び新しい精神的若しくは美的価値を創造する能力を開発することにより、個人が自覚的かつ効果的に勤労生活に参加し得ることを確保すること。
- (h) 育児に関する問題を適切に把握する能力を発達させること。
- (i) 余暇を創造的に活用し及び必要な又は希望する知識を習得する能力を発達させること。
- (j) 大衆通報(マス・コミュニケーション)媒体、特に、ラジオ、テレビジョン、映画及び新聞を活用するため並びに社会が現代の男性及び女性に向ける種々の通信を解釈するために必要な能力を発達させること。
- (k) 学習することを学ぶ能力を発達させること。

3 成人教育は、次の原則に基づくべきである。

- (a) 成人教育は、参加者の要求に基づき、かつ、その発展において、参加者の種々の経験を活用すべきである。教育的に最も恵まれない集団は、全体的発展計画の中で最高の優先度を与えられるべきである。
- (b) 成人教育は、すべての人がその生涯を通じ、個人的発達のみ及び社会的活動との関連の双方において進歩するための能力及び決意を有することに依拠すべきである。
- (c) 成人教育は、読書に対する関心を喚起し、かつ、文化的願望を発達させるべきである。
- (d) 成人教育は、学習者である成人の関心を刺激しかつ維持し、その経験に訴え、その自立性を強化し及び学習者である成人がかかわる教育過程のあらゆる段階におけるその積極的な参加を求めるべきである。
- (e) 成人教育は、日常生活及び労働の現実の状況に適合し、並びに学習者である成人の個人的な特性及び年齢、家族的、社会的若しくは職業的背景又は居住に関する背景並びにこれらの相互の関連を考慮すべきである。
- (f) 成人教育は、学習過程のあらゆる段階(要求の決定、教育課程の開発、実施及び評価を含む。)における意思決定について、個々の成人、集団及び地域社会の参加を求めるべきであり、また、成人の労働環境及び生活の変革を目的として教育活動を計画すべきである。
- (g) 成人教育は、学習者である成人が帰属する国及び社会の社会的、文化的、経済的及び制度的要因を考慮して、柔軟に組織しかつ運営すべきである。
- (h) 成人教育は、地域社会全体の経済的及び社会的発展に貢献すべきである。
- (i) 成人教育は、成人が日常の諸問題を解決するために設ける集団組織を教育過程の不可分の一部として認めるべきである。
- (j) 成人教育は、すべての成人が人生経験に基づき自己が参加する教育過程において学習者及び教師の双方の役割を果たすことができる文化の伝達者であることを認めるべきである。

4 各加盟国は、

- (a) 成人教育を教育制度における必要かつ独自の構成要素として並びに社会的、文化的及び経済的開発政策における不変の要素として認識すべきであり、したがって、性、人種、地理的出身、年齢、社会的地位、意見、信条又は学歴を理由に制限することなしにすべての成人の必要及び願望に応じて機構を創設し、計画を作成しかつ実施し及び教育方法を適用することを促進すべきである。
- (b) 成人教育が、特定の事態又は特定の期間において代替的役割を果たすことができるが、成人教育の十分な成功に不可欠である適切な青少年教育に代わるものとして意図されていないことを認めるべきである。
- (c) 婦人が成人教育から隔離されている状態を解消するため、あらゆる範囲の成人教育活

動(これまで男性に限定されてきた活動又は責任につながる資格を取得するための訓練を提供するものを含む。)に対する平等の機会及び十分な参加を確保するように努力すべきである。

- (d) 農村居住者であるか都市居住者であるかを問わず、また、定住者であるか遊牧民であるかを問わず、最も恵まれない集団の構成員、特に、読み書きができない者、適切な水準の普通教育又な資格を取得することができなかつた青少年、移民労働者又は難民、失業労働者、少数民族の構成員、身体的又は精神的障害がある者、社会への適応上困難を経験している者及び受刑者が成人教育及び地域社会の開発計画に参加することを促進することを目的として措置をとるべきである。この観点から、加盟国は、社会集団の間の一層衡平な関係を助長することを意図する教育戦略の探究に参加すべきである。

5 各教育制度における成人教育の位置は、次のことを達成する観点から定められるべきである。

- (a) 当初に受けた教育及び訓練の機会についての主要な不平等、特に、年齢、性、社会的地位又は社会的若しくは地理的出身に基づく不平等を是正すること。
- (b) 生涯教育及び生涯学習のための科学的基礎を確保し並びに人がその生活を教育及び労働に分けることを一層柔軟にすること、特に、生涯を通じて教育及び労働の時期を交互に繰り返すようにし並びに継続教育が労働活動に統合されることを促進すること。
- (c) 成人の多様な経験の実際的又は潜在的な教育価値を認識し及びその活用を促進すること。
- (d) 1の種類又は程度の教育から他の種類又は程度の教育への移行を容易にすること。
- (e) 教育制度とその社会的、文化的及び経済的基盤との間の相互作用を増大させること。
- (f) 社会的、文化的及び経済的発展に対する教育支出の寄与の観点からその効率を向上させること。

6 開発計画を企画し及び実施するに当たり、成人教育(識字を含む。)の必要性を考慮すべきである。

7 成人教育政策の目標及び目的は、国の開発計画に組み入れられるべきであり、また、教育政策並びに社会的、文化的及び経済的開発政策の総合的な目標との関係において定められるべきである。

成人教育及び他の形態の教育、特に、初等・中等教育、高等教育及び当初分職業訓練は、生涯教育及び生涯学習の理念にのっとり、調整されてはいるが分化された教育制度において等しく重要な構成要素として認識されかつ組織されるべきである。

8 これらの目標を一層明確にしかつ実現するため、公的機関、教育に従事している機関又は団体、任意の団体、労働者及び雇用者の団体並びに成人教育に直接参加する者に対し、

共同で任務を行うことを奨励するための措置をとるべきである。

成人教育の内容

- 9 成人教育活動は、それが生涯教育及び生涯学習の一部をなすことにかんがみ、その範囲を理論的に限定されず、かつ、開発、地域社会の生活への参加及び個人の自己達成の特別の必要性により惹起された具体的な事態に対応すべきであり、また、生活のあらゆる側面及び知識のあらゆる分野を網羅し、かつ、業績の程度のいかに問わず、あらゆる人に向けられる。成人教育活動の内容を定めるに当たり、教育的に最も恵まれない集団の特別の必要性に優先度が与えられるべきである。
- 10 市民教育、政治教育、労働組合教育及び協同組合教育の活動は、自主的かつ批判的判断力を養成し、また、各人が社会問題の処理に関するあらゆる段階における意思決定の過程に効果的に参加することにより生活条件及び労働条件に影響を及ぼす諸変化に対処するために必要な能力を養成し又は向上させることを特に目的とすべきである。
- 11 具体的な事態において短期的な解決を図る方法は排除されないが、技術教育及び職業教育の活動は、原則として、職種のその後の変化に十分対応し得る資格の取得及び労働生活の諸問題の批判的理解に重点を置くべきである。一般教育及び市民教育は、技術教育及び職業教育と統合されることが必要である。
- 12 文化的発展及び芸術的創造の促進のための活動は、現存の文化的及び芸術的価値及び作品の鑑賞を奨励すべきであり、また、同時に、各人及び各集団に内在する表現力を発揮させることにより新しい価値及び作品の創造を促進することを目的とすべきである。
- 13 成人教育への参加は、性、人種、地理的出身、文化、年齢、社会的地位、経験、信条及び学歴を理由に制限すべきでない。
- 14 婦人については、成人教育活動は、婦人の自立性を向上させ、かつ、婦人が集団的な勢力として社会生活に貢献し得るようにすることを目的とした今日の全般的な社会運動とできる限り統合されるべきであり、また、特に次の点に重点を置くべきである。
 - (a) それぞれの社会において男性と女性との間の平等の条件を確立すること。
 - (b) 男性及び女性が責任を有する分野についての社会の既成の観念から男性及び女性を解放すること。
 - (c) 婦人が完全な個人として存在するために必要な条件としての市民的、職業的、心理的、文化的及び経済的自立性
 - (d) 国境を越えて連帯を高めることを目的とした種々の社会における婦人の地位及び婦人運動についての知識
- 15 農村地域の定住者又は遊牧民については、成人教育活動は、特に次のことを意図すべきである。
 - (a) 自己の価値観を放棄させられることなく、生活水準の向上を図るため、技術的手段及

- び方法を個別に又は集団として利用し得るようにすること。
- (b) 個人又は集団が孤立しないようにすること。
- (c) 農村地域の著しい過疎化を防ぐための努力にかかわらず離農せざるを得なくなつた個人又は集団が、農村地域にとどまりつつ新しい職業活動に従事するため、又は農村地域を離れて新しい生活に入るための準備を行うこと。
- 16 読み書きができない者若しくは集団又は経済的に恵まれず、十分な教育を受けておらず若しくは地域社会の生活に十分に参加していないことにより社会的適応が困難な者若しくは集団については、成人教育活動は、基礎的な知識(読み方、書き方、算数並びに自然的及び社会的現象の基本的理解)を習得させるにとどまらず、生産活動に従事することを容易にし、衛生、保健、家事及び育児の問題の自覚及び理解を促進し並びに自立性を高めかつ地域社会の生活への参加を増大するように意図されるべきである。
- 17 適当な水準の一般教育又は資格を習得することができなかつた青少年については、成人教育活動は、特に、これらの青少年が社会問題を理解し及び社会的責任を負うための能力を発達させること並びに職業活動を行うために必要な職業訓練及び一般教育の機会を得ることを目的として、追加の一般教育を受けることができるようにすべきである。
- 18 履修証明書又は職業適性証明書により正規に証明される教育又は職業に関する資格の取得を希望する者が、社会的又は経済的理由により以前にはその資格を取得することができなかつた場合には、成人教育は、その者に対し、それらの証明書の取得に必要な訓練を受けることができるようにすべきである。
- 19 身体的又は精神的障害者については、成人教育活動は、特に、その障害によつて損われ又は失われた身体的又は精神的能力を回復し又は補うため並びにこれらの者が知識及び技能並びに、必要な場合には、社会生活及びそれぞれの障害に応じた職業生活を送るために必要な職業資格を取得し得るようにするため、意図されるべきである。
- 20 移民労働者、難民及び少数民族については、成人教育活動は、特に、
- (a) これらの者が居住国の社会に一時的又は恒久的に同化するため、また、適当な場合には、出身国の社会に再同化するために必要な言語上の知識及び一般的知識並びに技術的又は職業的資格を習得し得るようにすべきである。
- (b) これらの者が出身国の文化、現状及び社会変化について知ることができるようにすべきである。
- 21 失業者(教育を受けた者を含む。)については、成人教育活動は、特に、これらの者が職を見つけ又は再就職し得るようにその技術的又は専門的資格を応用し又は転化し並びに社会経済事情についての批判的理解を深めることを意図すべきである。
- 22 少数民族については、成人教育活動は、これらの者が自己を自由に表現し、自己及び子の教育を母国語で行い、自己の文化を発達させ並びに母国語以外の言語を習得し得るようにすべきである。

23 高齢者については、成人教育活動は、特に次のことを意図すべきである。

- (a) 今日の諸問題及び若い世代について一層良く理解し得るようにすること。
- (b) 余暇を有効に利用し、健康を増進し及び人生に一層大きな意義を見出すことを助長すること。
- (c) 労働生活を終えようとしている者のため、退職者が直面する諸問題及びその解決方法に関する基礎知識を提供すること。
- (d) 労働生活を終えた者が肉体的及び知的能力を維持し並びに地域社会の生活への参加を継続し得るようにし、また、その労働生活の間に接することができなかつた知識の分野又は活動形態に接する機会を与えること。

方法、手段、研究及び評価

24 成人教育の方法は、次の点を考慮すべきである。

- (a) 成人の参加及び学習に特に影響を及ぼす誘因及び障害
- (b) 成人が家庭及び社会における責任並びに職業上の責任の遂行を通じて得た経験
- (c) 家庭及び社会において並びに職業上成人が負う義務並びにこれらの義務の履行の結果生ずる疲労及び注意力の減退
- (d) 成人が自己の学習について責任を負う能力
- (e) 現存の教育要員の文化的及び教育学的水準
- (f) 学習過程の心理学的特性
- (g) 知的関心の有無及び特性
- (h) 余暇の利用

25 成人教育活動は、通常、明確な必要、問題、要求及び資源並びに定められた目標に基づいて計画し及び実施すべきである。その効果は、評価され、かつ、与えられた条件に最も適合する追跡活動によって補完されるべきである。

26 地域社会の枠内における集団及び社会の進歩のために社会的又は地理的単位の全体に内在する活力をすべて動員するような成人教育活動に特に重点が置かれるべきである。

27 できる限り広範な参加を奨励するために地方を中心とした成人教育の方法に次のものを加えることは、事情によっては適当である。

- (a) 遠隔教育事業(通信教育、ラジオ又はテレビジョンの放送等)。当該教育事業の対象者は、共同視聴又は共同学習のために集団を構成することを奨励されるものとし、また、この集団は、教育に関する適切な援助を受けるべきである。
- (b) 巡回要員によって行われる事業
- (c) 自己教育援助事業
- (d) 学習会
- (e) 教員、学生その他の地域社会の構成員による自発的活動の活用

- 学習者である成人が利用し得る公共の文化的機関(図書館、博物館、レコード・ライブラリー及びビデオ・カセット・ライブラリー)の提供する種々の役務は、成人教育に関する専門の新しい形態の機関とともに、体系的に開発されるべきである。
- 28 成人教育事業に参加することは、自発的なものであるべきである。国その他団体は、生涯教育及び生涯学習の精神に基づいた教育に対する個人及び集団の要求を助長するように努力すべきである。
- 29 学習者である成人と教授者である成人との間の関係は、相互の尊敬及び協力を基礎として確立されるべきである。
- 30 成人教育事業に参加することは、当該訓練課程を理解する能力のみを条件とすべきであり上限の年齢制限又は卒業証書若しくは資格の有無のいずれをも条件とすべきでない。選抜が必要な場合には、その基礎となる適性検査は、受験者の種々の条件に合わせたものとすべきである。
- 31 断続的な参加を通じて、学習、経験及び資格を取得し及び積み重ねることができるようにすべきである。この方法によって得られた権利及び資格は、正規の教育制度によつて与えられる権利及び資格と同等のもの又は正規の教育制度の下における継続される教育を可能にする性格のものであるべきである。
- 32 成人教育において用いられる方法は、競争心に訴えるものであるべきではなく、学習者である成人に連帯感並びに参加、相互援助、協力及び協同作業の習慣を発達させるものであるべきである。
- 33 技術的又は専門的資格を向上させるための成人教育事業は、できる限り、勤務時間内及び季節労働については暇な季節に組織されるべきである。このことは、原則として、他の形態の教育、特に、識字事業及び労働組合教育についても適用されるべきである。
- 34 成人教育活動の発展のために必要な施設は、提供されるべきである。これらの施設は、場合により、成人教育のための専用施設(宿泊施設の有無を問わない。)、多目的若しくは総合的な施設又は通常他の目的に使用し若しくは使用され得る施設、特に、クラブ、作業場若しくは学校、大学及び学術研究施設若しくは社会的、文化的若しくは社会文化的センター若しくは屋外施設である。
- 35 加盟国は、成人教育のあらゆる側面及びその目標についての共同研究を積極的に奨励すべきである。研究事業は、実践的なものであるべきであり、また、大学、成人教育団体及び成人教育研究団体が学際的手法に従って行うべきである。研究事業の経験及び成果を国内的及び国際的に関係者の間に頒布するための措置がとられるべきである。
- 36 成人教育活動の体系的な評価は、成人教育活動に供される資源から最適な結果を得るために必要である。評価は、それを効果的なものにするため、成人教育事業のすべての段階に組み入れられるべきである。

成人教育の構造

- 37 加盟国は、成人教育の要求に応ずる一連の団体組織を設立しかつ発達させることを確保するように努力すべきである。この組織は、種々の個人的及び社会的事態並びにその進化に応じられるように十分に柔軟なものであるべきである。
- 38 次のことを目的ともた措置がとられるべきである。
- (a) 成人教育事業を通じて満たすことができる教育上の必要を識別しかつ予想すること。
 - (b) 現存の教育施設を十分に活用し及びすべての定められた目標を達成するために必要な施設を設置すること。
 - (c) 成人教育の発展のため、特に、計画の作成を行う者、管理者、教授者の養成を行う者並びに組織活動及び訓練活動を行う者に対する専門教育、成人に適した教育戦略及び教育方法の作成、主要な施設の設置並びに必要な基礎的設備(視覚機器、装置、技術的設備等)の生産及び提供に必要な長期投資を行うこと。
 - (d) 経験の交流を奨励し並びに成人教育の戦略、構造、内容及び方法並びに質的及び量的な成果に関する統計その他の情報を編集し及び頒布すること。
 - (e) 教育に参加することを妨げる経済的及び社会的障害を除去し、成人教育事業の性格及び形態について成人教育機関及び任意の団体による積極的な勧誘等の方法によりすべての潜在的受益者、特に、最も恵まれない者の注意を体系的に喚起し並びに教育に参加することが可能であるにもかかわらずしばしばためらっている者に対し情報を与え、相談に応じ及び励ますこと。
- 39 これらの目標を達成するためには、成人教育に特に関心を有する組織及び機関、公立及び私立の学校、大学、文化的施設及び学術研究施設、図書館並びに博物館、並びにこれらに加えて次に掲げるような成人教育を主たる目的としない他の機関を動員することが必要である。
- (a) 大衆情報機関、すなわち、新聞、ラジオ及びテレビジョン
 - (b) 任意の団体及びその連合体
 - (c) 職業団体、労働組合並びに家族及び協同組合組織
 - (d) 家族
 - (e) 被用者の訓練に貢献することができる商工業の企業
 - (f) 個人的に活動している教授者、技術者又は資格を有する専門家
 - (g) 自己の教育、訓練、経験又は職業的若しくは社会的活動によって貢献することができる立場にある個人及び集団であって、この勧告の前文に規定する諸原則並びにこの勧告に定める目標及び戦略を実施に移す意思を有し、かつ、それができるもの
 - (h) 学習者である成人自身
- 40 加盟国は、学校、職業教育施設及び高等教育機関が、成人教育事業を自己の活動の不可分の一部をなすものとみなし、また、他の機関によって提供される成人教育事業の発展を

促進することを意図した活動に対し、特に、自己の教育要員を提供し、研究を行い及び必要な要員を訓練することにより、参加することを奨励すべきである。

成人教育業務に従事している者の訓練及び地位

- 41 成人教育は、いかなる地位においても、また、いかなる目的のためであろうと、その実施に関与する者に対し、特別の技能、知識、理解及び適性を要求することを認識すべきである。したがって、これらの者は、自己が果たすべき任務に応じて慎重に採用され、また、当初の訓練及び職場における訓練を自己及び自己が従事している職務の必要に応じて受けることが望ましい。
- 42 成人教育業務に有用な貢献を行うことのできる種々の専門家が活動(性格又は目的のいかなを問わない。)に参加することを確保するための措置がとられるべきである。
- 43 常勤の専門的職員の雇用のほか、いずれの種類の成人教育活動においても定期的に又は不定期に、有給又は無給で貢献することができる者の支援を得るための措置がとられるべきである。組織化及び指導のあらゆる側面における自発的参加は、極めて重要であり、また、技能(種類のいかなを問わない。)を有する者は、成人教育活動に貢献することができる。
- 44 成人教育のための訓練は、成人教育が行われる一般的な背景を考慮に入れて、遂行される種々の任務に係る技能、知識、理解及び個人的態度のすべての側面をできる限り含むべきである。これらの側面を相互に統合することにより訓練自体が適切な成人教育の実施の例示となるべきである。
- 45 成人教育に従事している常勤職員の労働条件及び報酬は、同じ地位にある労働者の労働条件及び報酬に匹敵するものであるべきである。また、有給の非常勤職員の労働条件及び報酬は、これらの者の主たる職業に差しつかえないように適当に調整されるべきである。

成人教育と青少年教育との間の関係

- 46 青少年教育は、青少年が、その社会的出身のいかなを問わず、成人教育に参加し又はその提供に貢献することができるようにすることを目的として、また、成人教育に関して得られた経験を考慮して、生涯教育及び生涯学習の方向に漸進的に向けられるべきである。このため、次のことを目的とした措置がとられるべきである。
 - (a) あらゆる段階の教育及び訓練の機会を一層広範に利用可能にすること。
 - (b) 学問分野の間並びに教育の形態及び段階の間の障害を除去すること。
 - (c) 知的好奇心を維持し及び刺激すること、また、知識の修得並びに自ら修得する行動の様式、批判的見方、思慮深い態度及び創造的能力の発展に一層の重点を置くことを目的として、学習及び訓練の指導要領を修正すること。
 - (d) 高等教育機関及び訓練施設と経済的及び社会的環境との結び付き並びに教育と労働

との結び付きを一層強固にすること。

(e) 在学中の青少年及び全日制教育又は当初の訓練を修了する青少年に対し成人教育が提供する機会について知らせること。

(f) 望ましい場合には、成人及び青少年を同一の訓練事業に参加させること。

(g) 青少年運動を成人教育事業に関連付けること。

47 成人教育の一環として組織される訓練課程が学校又は大学における学習を通じて取得する資格であって、卒業証書又は資格証書を授与されるものの取得につながる場合には、当該訓練は、同等の効力を有する卒業証書又は資格証書の授与によって認定されるべきである。卒業証書又は資格証書が授与される資格と同様の資格の取得につながらない成人教育事業は、適当な場合には、賞状の授与によって認定されるべきである。

48 青少年は、世界の大部分の地域において社会の極めて大きな部分を占めており、その教育は、青少年が住んでいる社会の政治的、経済的、社会的及び文化的発展のために最大の重要性を有しているため、青少年を対象とした成人教育事業は、最高の優先度を与えられることが必要である。青少年を対象とした成人教育事業は、その学習要求を考慮に入れるべきであり、また、青少年が未来の社会を目指し得るようなものであるべきである。

成人教育と労働との関係

49 教育を受ける権利の保障と労働する権利の保障との間の密接な関連性を考慮して、並びに、すべての者(賃金労働者であるかどうかを問わない。)が、その受けている制約を軽減するのみならず、成人教育事業が与えることを意図している知識、資格又は適性を労働において活用し、また、労働における個人的な充実及び向上の源泉並びに労働及び社会生活の双方における創造的活動に対する刺激を見出す機会を与えることにより、成人教育事業に参加することを促進する必要性を考慮して、次のことを目的とした措置がとられるべきである。

(a) 成人教育事業及び活動の課程の編成に当たり、成人の労働経験が考慮されることを確保すること。

(b) 労働の組織及び条件を改善すること、特に、労働に伴う苦痛を軽減し並びに労働時間を短縮し及び調整すること。

(c) 報酬を減ぜられることなしに又は補償的な報酬の支払及び受けた教育の費用を調整するための支払を条件として勤務時間内の教育休暇を与えることを促進し並びに労働生活の間において教育又は資格の向上を促進する他の適当な援助を行うこと。

(d) 援助を受けた者の雇用を保護すること。

(e) 家庭の主婦その他の家事に従事する者及び賃金を得ていない者、特に、限られた資産しか有しない者に対して同様の便宜を与えること。

50 加盟国は、成人教育に関する条項、特に、次の事項を定める条項が労働協約中に規定さ

れることを奨励し又は促進すべきである。

- (a) 被用者、特に、急速な技術的变化が起きている部門に雇用されている者及び一時的な解雇に脅かされている者が、成人教育事業に参加するための物理的可能性及びこれに対する資金的援助の性質
- (b) 成人教育によって取得した技術的又は専門的資格の職種の決定及び報酬の水準を定める際の取扱い

51 加盟国は、更に、雇用者に対して次のことを要請すべきである。

- (a) 熟練労働力の需要及びそれに対応する募集方法を資格別及び種類別に予測し及び公表すること。
- (b) 被用者が職業上の資格の向上のために努力することを奨励する募集制度を組織し又は開発すること。

52 加盟国は、雇用者が職員のために組織する成人訓練事業に関し、次のことを確保するように奨励すべきである。

- (a) 被用者が事業の準備に参加すること。
- (b) 事業に参加する者は、労働者を代表する団体との協議の上選出されること。
- (c) 訓練を修了し又は資格を取得したことを第三者に認めさせ得る訓練の証明書又は資格証書を事業の完了時に参加者が受けること。

53 労働者、農民又は職人である成人がそれぞれを対象とする成人教育事業の実施に参加することを促進するための措置がとられるべきである。このため、これらの者は、主として自己に関連する決定を行うことができるように特別の便宜が与えられるべきである。

成人教育の運営、管理、調整及び費用の負担

54 国際的、地域的、国家的及び地方的規模において、次のものが定められるべきである。

- (a) 成人教育の分野において権限のある公的機関の間の協議及び調整のための機構又は手続
- (b) (a)の公的機関、学習者である成人の代表及び成人教育事業又はその発展を促進することを意図して活動を行っているあらゆる団体との間の協議、調整及び調和のための機構又は手続

これらの機構は、特に、目標を識別し、直面する障害を研究し、成人教育政策の実施に必要な措置を提案し及び適当な場合には実施し並びに成果を評価することを重要な任務の一とし、また、そのための資源を与えられるべきである。

55 成人教育について責任を負う公的機関及び団体とラジオ及びテレビジョンについて責任を負う公私の団体との間の共同措置及び協力のための機構を国家的規模で、また、適当な場合には、地方的規模で設置すべきである。

この機構は、特に、次のことを意図する措置を研究し、提案し及び適当な場合には実施

する権能を与えられるべきである。

- (a) 大衆通報手段(マス・メディア)が余暇の過ごし方及び人の教育に実質的に寄与することを確保すること。
- (b) 成人教育の分野におけるあらゆる意見及び傾向につき大衆通報手段(マス・メディア)を通じて表現の自由を保証すること。
- (c) 放送番組全体の文化的又は科学的価値及び教育的な質を向上させること。
- (d) ラジオ又はテレビジョンの放送教育番組について責任を負う者又はこれに職業的に従事している者と放送番組が向けられている者との間の相互の交流を確立すること。

56 加盟国は、公的機関が成人教育の発展のためにそれぞれ独自の責任を果たすほか、次のことを行うことを確保すべきである。

- (a) 適当な法的及び資金的な枠組を定めることにより自発的かつ独立の成人教育団体及びその連合体を創設し及びその発展を奨励すること。
- (b) 成人教育事業又はその促進を目的とした活動に参加している非政府団体がその任務を遂行することができるようにするための技術的又は資金的資源を提供すること。
- (c) (b)の非政府団体が2に掲げる原則を実施するために必要な表現の自由並びに技術的及び教育上の自立性を享有すること。
- (d) 公的資金から供与を受けている団体が行う成人教育事業又は活動の教育上の並びに技術的効率及び質を確保するための適当な措置をとること。

57 成人教育に配分される公的資金の割合、特に、教育に充てられる公的資金の割合は、この勧告の枠内で成人教育について各加盟国が認める社会的、文化的及び経済的発展に対する重要性に見合ったものであるべきである。成人教育に対する資金の配分は、少なくとも次の事項を対象とすべきである。

- (a) 適当な施設の設置又は現存施設の改造
- (b) 各種学習教材の制作
- (c) 教授者の報酬及び一層高度の訓練
- (d) 研究及び情報の費用
- (e) 逸失所得の補償
- (f) 訓練生の授業料並びに必要かつ可能な場合には、宿泊料及び旅費

58 成人教育事業及びその発展の促進を意図する活動に必要な資金を恒常的に確保するための借置がとられるべきである、地方の当局を含む公的機関、信用機関、互助会及び存在する場合には国家的保険機関並びに雇用者は、それぞれの責任及び資源に応じてこの資金に対して拠出を行うべきである。

59 成人教育が利用し得る資源の最適利用を得るために必要な措置がとられるべきである。このため、利用し得るあらゆる物的及び人的資源が動員されるべきである。

60 個人については、資金の不足は、成人教育事業に参加する障害であるべきではない。

加盟国は、成人教育に参加するために勉学のための資金的援助を必要とする者に対して、それを利用し得るように確保すべきである。社会的に恵まれない集団の構成員の参加は、原則として、無償であるべきである。

国際協力

- 61 加盟国は、成人教育の発展、成人教育の内容及び方法の改善並びに新しい教育戦略の探求を促進することを目的として、2国間又は多数国間の協力を強化すべきである。

このため、加盟国は、教育、科学及び文化の分野における協力に関する国際的合意中に成人教育に関する特別の条項を組み入れ、また、ユネスコにおける成人教育活動の発展及び強化を促進することに努力すべきである。

- 62 加盟国は、成人教育に関する経験を技術援助及び適当な場合には、物的又は資金的援助として他の加盟国に対して提供すべきである。

加盟国は、ユネスコその他の国際組織(非政府組織を含む。)を通じて、援助を希望する国に対し、その社会的、文化的及び経済的発展のために成人教育活動の実施を組織的に支持すべきである。

国際協力が、他国の機構、教育課程、方法及び技術を単に移転する形態をとらず、関係国の特別な事情に適応した適当な機関及び十分に調整された機構の設立を通じて当該国における発展を助長しかつ刺激することを確保する配慮をすべきである。

- 63 国家的、地域的及び国際的規模において次のことを目的とした措置がとられるべきである。

(a) 成人教育の戦略、構造、内容、方法及び成果並びに関連する研究に関する情報及び文献を定期的に交換すること。

(b) 母国を離れて、特に、2国間又は多数国間の技術援助事業に基づいて勤務することができる教授者を養成すること。

このような交流、特に、同様な問題に直面しかつ同様な解決案を適用することが可能な国の間の交流は、組織的に行われるべきである。このため、特に地域又は地区単位で、関連する実験を公表しかつそれがどの程度適用可能であるかどうかを検討するための会議を開催すべきであり、同様に、実施される研究の成果を高めるための共同機構が設置されるべきである。

加盟国は、国際的に承認される単位制度の創設を目的として外国語教育及び基礎的な学習等の重要な分野における国際基準の作成及び採択に関する合意を促進すべきである。

- 64 視聴覚の器材及び教材並びにこれらを取り入れた教育事業及び教材の最適頒布及び最適利用のための措置がとられるべきである。特に、次のことを行うことが適当である。

(a) 頒布及び利用は、各国の文化的特性及び発展段階を考慮してその社会的必要性及び条件に適応させること。

(b) 財産又は知的所有権を規制する規則に起因する頒布及び利用の障害をできる限り除去すること。

65 加盟国は、国際協力を促進するために国際的規模において勧告される基準、特に、統計的資料の提供に関する基準を成人教育に適用すべきである。

66 加盟国は、この分野において権限のある国際連合の専門機関としてのユネスコが成人教育の発展、特に、訓練、研究及び評価の分野における発展のために行う活動を支持すべきである。

67 加盟国は、成人教育が世界的かつ普遍的な関心事であるとの認識の下に教育、科学及び文化に関する事項の国際的組織としてのユネスコが推進している新しい国際的秩序の確立を助長するために成人教育から生ずる実際的な成果と取り組むべきである。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、ナイロビで開催されて 1976 年 11 月 30 日に閉会を宣言されたその第 19 回会期において、正当に採択した勧告の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、署名した。

総会議長

タイタ・トエット

事務局長

アマド＝マハタール・ムボウ